

「いなばのごちそうタク配」についての留意事項 兼 同意書

「いなばのごちそうタク配」事業に関しまして、以下の内容をご確認いただき、住所・店舗名・代表者名をご記入のうえ、お手数ですが鳥取ハイヤー共同組合（鳥取市栄町 206 もしくは Fax 0857-24-1176）までご送付いただきますようお願いいたします。

1、ご利用について

- ・旧鳥取市内の飲食店に限ります。
- ・お客様から飲食店様への配達依頼を受けて、タクシー会社にご依頼ください。配送対応時間は各社で異なります。各タクシー会社にお問い合わせください。
- ・同時に人の乗車はできません。人が乗車される場合、通常のタクシー運行となります。

2、代金、配送について

- ・配送料は利用者負担です。飲食店様の負担はありません。
- ・料理代金の清算は、タクシー乗務員が立替払いをおこない、利用者からの回収を基本としておりますが、料理代金が高額な場合（目安として 5000 円以上）には、飲食店様にてご集金いただくか、タクシー乗務員が集金後に持参するかの対応となります。その際は各タクシー会社にご連絡ください。
- ・料理はフタ付きの発泡スチロール箱（幅 47cm×奥行 32.5cm×高さ 20cm）で、トランク内に収納して配送します。入りきらない場合は、各タクシー会社にご相談ください。
- ・配送範囲は旧鳥取市内に限られます。
- ・1 台にて、同じ方向であれば、2～3 軒の配達も可能です。
- ・汁物などのこぼれやすい飲食物は原則として配送できません。
- ・配送中の揺れなどをご考慮いただき、料理のご準備をお願いします。

3、その他

- ・以下の場合は一切の責任を負うことができません。
 - ① 時間帯や交通事情等で、配送が大幅に遅延した場合。
 - ② 飲食物に関する一切のトラブル（利用者からの苦情、料理の型崩れ、品質劣化等）特に、夏期に向けた食品の衛生管理、温度管理におきましては、保冷剤をご用意いただくなど、飲食店様側での対策をお願いします。
 - ③ その他、利用者の都合や注文等に関するトラブル等について、いたずらでの注文や利用者のキャンセルがあった場合は、飲食店様にてご対応ください。

上記内容につきまして、了解しました。

令和 2 年 月 日

住 所

店舗名

氏 名

印